

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年12月2日（金）午後3時30分～午後4時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 (12名)

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	欠 席	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (1名) 1番 西川達也 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

1) 農地認定について

2) 買受適格証明について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地一時転用願いの件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗 農地係長 松村 高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。
 本日は、委員12名出席されておりますので、総会が成立することを 報告いたします。
 推進委員さんは4名出席されています。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
 (異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に10番、奥本委員さんと
 11番、本郷委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の村岡局長、松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買及び贈与による所有権移転と使用貸借権の設定のための申請でございます。

番号1番 申請地、大字奥田72番(田)1,212㎡、大字藤森19番1(田)1,147㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。奥田は、売買による所有権の移転で、藤森は、使用貸借権設定のための申請で、申請理由は、新規就農のためでございます。場所は、調査順序表第6番目、奥田は秋吉池より■に約20mのところ、藤森は、大池より■に約15mのところ、です。

番号2番 申請地、大字出30番(田)1,628㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作面積は、35,813㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第7番目、県営住宅東高田団地より■に約100mのところ、です。

以上、議案第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件や常時従事要件につきましては、1番につきましては、新規就農でございまして、今後、農作業を効率的に利用され、農作業にも常時従事されることが見込まれますので、支障がないものと判断致します。2番につきましては、譲受人は、家族内での権利の移動であり、現状通り効率的に利用され、常時従事し耕作されることが見込まれ支障のないものと判断致します。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、新規の方は地域の農家支部にお話しされ、贈与については、従前どおり耕作を行われますので支障なく行われることが見込まれ、農業上の総合的利用は、支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、1番の申請は、新規就農であり、農地部会で聞き取り調査を行っていただいておりますので、農地部会長より報告をお願いいたします。

部会長

それでは、農地部会での聞き取り調査について、報告させていただきます。

まず、新規就農者の■■■■さんですが、■■■■在住の方です。新規就農の動機としては、本人は、8年前から自宅敷地内の庭50坪程度を畑として野菜を栽培されていましたが、その土地に息子の住宅を建てることになり、畑を続けるために、畑ができる別の土地を探していたところ、■■■■内では希望に合う農地が見つからず、今回、高田市での申請に至ったようです。

奥田の農地は、畑として耕作し、この機会に米作りも始めたいとのことで、藤森の農地は、田として耕作するとのことです。なお、米作りの経験はないため、近隣の広陵町の農家の方から指導をうけて耕作していく予定とのことです。

農機具につきましては、今後、規模拡大も視野にいられておられるようで、中古で購入できないかと現在探しておられます。

作物につきましては、畑は季節の野菜を栽培し、米もとりあえずは自家用に栽培するとのことでした。

また、地元との協議につきましては、奥田や藤森の支部に話はしておられ、協力してやっていく予定であるとのことです。

農地部会としては、調査の内容から農業を新規に始められることに支障はないものと判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 議第1号につきまして、事務局ならびに農地部会長より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 質問がないようですので採決致します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の農地に賃貸借権の設定または、所有権を移転し、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字池田513番1(田)865㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。賃貸借権の設定により転用するための申請で、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場として使用するためでございます。場所は、調査順序表第1番目、さくら荘より■に約250mのところ です。

番号2番、申請地、大字奥田201番(畑)496㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、露天資材置場に転用するための申請です。場所は、調査順序表第5番目、奥田墓地より■に約150mのところ です。

番号3番、申請地、大字市場605番(田)1,709㎡、大字市場626番(田)343㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、太陽光発電設備に転用するための申請です。場所は、調査順序表第4番目、高田西中学校より■に約250mのところ です。

番号4番、申請地、大字池田58番(田)1,219㎡、大字池田334番1(田)522㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、太陽光発電設備に転用するための申請です。場所は、調査順序表第2番目の池田58番は、高田西中学校より■に約50m、調査順序表第3番目の池田334番1は、陵西小学校より■に約250mのところ です。

番号1番から4番の申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては4件の申請でございます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1、市場の■■■さんの申請です。

現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は貸人の農地、南側・東側は道路、西側は事務所です。現状のまま砕石を敷き使用されます。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、東側の水路に排水されます。隣接農地の方や、池田水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害はないものと思われまゝす。妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2、奥田の■■■さんの申請です。

現況は畑として使用されております。周囲の状況は、西側は申請者の資材置き場、東側・南側・北側は農地です。サイコロブロックで土留めし造成されます。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、西側の水路に排水されます。隣接農地の方や、奥田水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害は無いものと思われまゝす。妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号3、市場の■■■さんの申請です。

現況は休耕されております。周囲の状況は、南側は道路、東側・西側・南側は農地です。現状のまま使用され、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、南側の水路に排水されます。隣接農地の方や、市場水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害は無いものと思われまゝす。妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号4、池田の■■■さんの申請です。

現況は水稻を作られておられました。周囲の状況は、西側は里道、東側・南側・北側は農地です。北側は里道、南側は中学校、東側・西側は農地です。現状のまま使用され、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、現状の排水どおり、西側と北側の水路に排水されます。隣接農地の方や、池田水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害は無いものと思われまゝす。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、4件、報告させていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号1の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された道路に面し、第3種農地に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えまゝす。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約2週間で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えまゝす。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致しまゝす。

番号2の農地区分につきましては、JR新庄駅より1Km以内に位置しており、第2種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えまゝす。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約３ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

番号３の農地区分につきましては、大和高田市役所より１Km以内に位置しており、第２種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の資金証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約１ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

番号４の農地区分につきましては、JR五位堂駅より１Km以内に位置しており、第２種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の資金証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約１ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第２号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。
(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。議案第２号、農地法第５条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第２号については、県へ送付することに決定致します。続いて、議案第３号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案がございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(中江委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

番号１番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は表記のとおりです。利用権を設定する農地、大字根成柿１３３番１の一部（田）２,０００㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日から令和7年11月30日までの約3年間でございます。

番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての貸し借りで、利用権を設定する農地、大字松塚149番1（田）639㎡、大字松塚161番1（田）2,265㎡、大字松塚170番（田）1,141㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和9年11月30日までの約5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

ご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次の議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員、入室、着席）

議 長 続いて議案第4号、その他の1番を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号その他の1番、農地認定について説明致します。

番号1番、申請地、大字岡崎44番（畑）555㎡、申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第8番、岡崎稲荷より西に約100mのところであります。申請地は、かなり昔より住宅地として使用されていましたが、住宅を撤去され、数年前から畑として開墾され耕作されていたものを、地目も変更され、畑として今後も耕作していくとのことで申請されました。地区担当委員の藤岡委員に現地確認をお願いし、事務局も確認いたしました。

以上、農地認定につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地性について農地部会においてご審議いただくことになっておりますが、現地調査は今回行っておりません。農地部会長より審議の報告と藤岡委員より現地確認の報告をお願いいたします。

部会長 それでは報告させていただきます。

現地の確認は、藤岡委員さんと事務局で行っていただいた報告を受けて、写真もあ

わせて判断させていただきました。以前から畑として利用されていたようですが、地目が宅地での利用でした。今回、登記地目を畑に変更され、農地台帳への登載申請がありました。野菜も作付けされており、妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

9 番 現地確認させていただきましたが、野菜を栽培しておられ、作付されていない部分もありましたが、草刈し、畝も作られており畑として適切に使用されておりました。

議 長 それでは、農地部会長、藤岡委員さん並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第4号、その他の1番、農地認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号その他の1番については事務局処理に決定致します。

次に議案第4号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、その他の2番、買受適格証明について説明させていただきます。本件は、農地の公売に参加するための資格を証明するものであります。

今回、公売される農地は、大字藤森340番4(田)115㎡、申請人は、表記の通りです。耕作面積は、2,114㎡で、下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第9番目、中和幹線藤森交差点より■に約250mのところ。その他、申請書類等は具備いたしております。

以上、その他2番の案件につきましては、1件の証明願出であります。

続きまして、今回の証明は、農地法第3条許可での公売参加のためのものとなりますので、申請に伴います農地法第3条第2項の検討結果についてご説明させていただきます。

今回取得する農地についても現在の所有農地と同様に耕作を行い、現在の農作業従事状況からして、今後も農業に常時従事すると認められ、下限面積も満たしております。地域との調和要件も、地元と協力して耕作することですので、農地法第3条第2項各号すべて該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

ご審議の程よろしく願いたします。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、公売農地に対して買受適格証明書を発行する場合は、その農地性について農地部会においてご審議いただくことになっておりますが、現地調査は今回行っておりません。農地部会長より審議の報告と安井委員より現地確認の報告をお願いいたします。

部会長 それでは報告させていただきます。現地調査は今回行っておりませんが、現地の写真や、地元の安井委員さんや事務局も事前に確認いただき、畑として利用されていたようでしたので、農地として認められ、3条の申請地としては妥当なものであろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 続いて安井委員より、現地の状況の報告をお願いします。

推1番 それでは、現地確認の報告をいたします。果樹を植えられており、畑として使用されていた状態でした、農地として耕作できるものと判断いたします。

- 議 長 事務局並びに農地部会長、安井委員さんより説明ありましたが、この件について何かご意見ご質問等ありませんか。異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして委員会処理に決定いたします。
なお、今回の当該買受適格証明書の交付を受けた者が、市の発行した買受申出人証する書面(売却決定通知書)の写しを添付し、当該第3条の許可申請書の提出があった場合、その後の事務処理の迅速化を図るため、その旨の報告は、後日の委員会にてさせていただきますが、専決処理にて第3条の許可書を発行してさしつかえございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして処理いたします。
次に、議案第4号、その他の3番、報告第1号を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議案第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。
本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和4年10月26日から令和4年11月25日までの届出分でございます。
番号1番 転用届出地、中今里町77番2(田)875㎡、
届出人は、表記のとおりです。転用目的は、集合住宅でございます。令和4年11月24日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。
以上、第5条関係、1件の専決処分の事後報告でございます。
- 議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。
確認委員の鬼頭委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。
続きまして、議案第4号 その他の3番、報告第2号を事務局より説明願います。
- 事務局 議案第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。
番号1番、届出地、栄町351番、願出人、農地所有者、につきましては表記のとおりです。市の下水道工事のための重機の駐車場として一時利用されるもので、使用期間は、令和4年12月2日から令和7年6月30日までの約2年7ヶ月間です。
以上、農地一時転用願いにつきましては、1件の通知でございます。
- 議 長 報告第2号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。
- 議 長 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、これで12月の定例委員会を終らせて頂きます。
委員の皆様方には、今年一年色々ご協力いただきありがとうございました。来年も
よろしくお願いいたします、お疲れ様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則
第8条の規定によりここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員